宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇　治　市
政策経営部
行政経営課
電話 22-3141番
印刷 宇治市槇島町吹前123-4
㈲南山城複写センター

目　次

規　　則
○規則第５４号　宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則
……（建築指導課）…２

告　　示
○告示第１０９号　指定居宅介護支援事業所の指定
……（介護保険課）…２

公　　告
○公告第４６号　農用地利用集積計画の縦覧……（農林茶業課）…２

監 査 委 員
○公表第１３号　定期監査の結果の報告……２
○公表第１４号　定期監査の結果の報告……３

公 営 企 業
○公告第１８号　車両の売却……３
○公告第１９号　宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更
……４
○公告第２０号　宇治市指定給水装置工事事業者の指定……５

R100 古紙100％の再生紙を使用しています。

規　則

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成３０年９月１９日

宇治市長　山本　正

宇治市規則第５４号

宇治市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

宇治市建築基準法施行細則（平成５年宇治市規則第１０号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項の表以外の部分中「第４３条第１項ただし書」を「第４３条第２項第２号」に、「若しくは第５項の」を「、第５項若しくは第６項の」に改め、同項の表の備考中「第４３条第１項ただし書」を「第４３条第２項第２号」に改める。

第５条第１項中「又は」を「若しくは第４３条第２項第１号又は」に、「図書」を「図書（法第４３条第２項第１号の規定による認定に係る申請にあつては、配置図には、土地の高低及び敷地の周囲の空地の位置（通路にあつては、延長及び幅員）を明示すること。）」に改める。

別記様式第８号中「建築基準法第３条第１項第４号」を「建築基準法第３条第１項第４号　　に、建築基準法第４３条第２項第１号」「　　を「　　に、「㎡」を「平方メートル」に、「　　を「　　に、「m」を「メートル」に、「　　を「　　に、「％」を「パーセント」に、「注意」を「注」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３０年９月２５日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に改正前の別記様式第８号の規定により作成されている認定申請書は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（掲示済）

告　示

宇治市告示第１０９号

指定居宅介護支援事業所の指定について

介護保険法（平成９年法律第１２３号）第７９条第１項の規定により、指定居宅介護支援事業所として次のとおり指定したので、同法第８５条第１号の規定により告示します。

平成３０年９月２８日

宇治市長　山本　正

介護保険事業所番号	事業所の名称 事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
２６７１２０１１５６	涼風 京都府宇治市木幡南山８０番地１１、１２合地	一般社団法人　自然堂	平成３０年９月１日	居宅介護支援
２６７１２０１１６４	クアプランセンターえんじゅ宇治木幡 京都府宇治市五ケ庄西田１番地の１	株式会社　Ｔ．Ｓ．Ｉ	平成３０年９月１日	居宅介護支援

公　告

宇治市公告第４６号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１８条第１項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第１９条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成３０年９月１８日

宇治市長　山本　正

１　縦覧に供する農用地利用集積計画

平成３０年度第１１号
平成３０年度第１２号
平成３０年度第１３号
平成３０年度第１４号
平成３０年度第１５号
平成３０年度第１６号
平成３０年度第１７号

２　関係書類の縦覧期間

平成３０年９月１８日以後、常時備え置くこととします。

３　関係書類の縦覧場所

宇治市宇治琵琶３３番地
宇治市　市民環境部　農林茶業課

（掲示済）

監　査　委　員

宇治市監査委員公表第１３号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１１項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第９項の規定により次のとおり公表します。

平成３０年９月１９日

宇治市監査委員
森　真二
松岡　ゆかり

水谷　修

第１　監査の種類
　地方自治法第 199 条第４項の規定による定期監査
第２　監査の対象
　平成 29 年度消防本部の財務に関する事務の執行について
第３　監査の実施期間
　平成 30 年５月７日から同年６月 25 日まで
第４　監査の概要
　この監査は、消防本部における事務事業のうち、主として平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。
第５　監査の結果
　今回の監査は、次の項目について実施した。
　危険物規制事務手数料収入状況
　委託料支出状況
　工事請負費支出状況
　備品管理状況
　公印管理状況
　監査の結果は、留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。
　なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。
　１　消防本部
　(1)　危険物規制事務手数料収入状況
　　特になし。
　(2)　委託料支出状況
　　特になし。
　　なお、平成 27 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
　(3)　工事請負費支出状況
　　特になし。
　　なお、平成 27 年度の前回定期監査において、支出負担行為の遅れが見受けられたと指摘した点については、今回は見受けられなかった。
　(4)　備品管理状況
　　特になし。
　(5)　公印管理状況
　　特になし。

（掲示済）

宇治市監査委員公表第１４号

　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１１項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第９項の規定により次のとおり公表します。
　平成３０年９月１９日

宇治市監査委員
森　真二
松岡　ゆかり
水谷　修

第１　監査の種類
　地方自治法第 199 条第４項の規定による定期監査
第２　監査の対象
　平成 29 年度市長公室の財務に関する事務の執行について
第３　監査の実施期間
　平成 30 年６月１日から平成 30 年７月 20 日まで
第４　監査の概要
　この監査は、市長公室秘書広報課、人事課及び職員厚生課における事務事業のうち、主として平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査並びに実地調査を実施した。
第５　監査の結果
　今回の監査は、次の項目について実施した。
　広告料収入状況（秘書広報課）
　交際費支出状況（秘書広報課）
　補助金支出状況（秘書広報課）
　委託料支出状況（秘書広報課・人事課・職員厚生課）
　負担金支出状況（人事課・職員厚生課）
　備品管理状況（人事課）
　監査の結果は、後記一部指摘事項や留意を要する事項が見受けられたが、おおむね適正であった。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、今後とも、引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。
　なお、事務処理を行うに当たっては、その事業の目的、意義、効果等を十分検証するとともに、事務事業が経済性・効率性・有効性の観点から適切に執行されるための内部統制が重要である。財務に関する事務の執行においても、根拠法令等に基づく事務処理が求められるとともに、効率的かつ適正な事務処理が実現できるように、事務手続の根拠となる規則や規程等を点検するなど、前例踏襲によらず、常に工夫や改善をすることが求められており、監督者の役割が重要であると考えられる。そのことをしっかり受け止めるとともに、職員一人ひとりが問題意識を持ち、それぞれの業務に生かして市民の信頼に応えられるよう要望する。
　１　秘書広報課
　(1)　広告料収入状況について
　　特になし。
　(2)　交際費支出状況について
　　特になし。
　(3)　補助金支出状況について
　　特になし。
　(4)　委託料支出状況について
　　特になし。
　２　人事課
　(1)　委託料支出状況について
　　特になし。
　(2)　負担金支出状況について
　　特になし。
　(3)　備品管理状況について
　　実地調査において確認することができない備品が見受けられた。速やかに改善され、適正な備品管理に努められたい。
　３　職員厚生課
　(1)　委託料支出状況について
　　特になし。
　(2)　負担金支出状況について
　　特になし。

（掲示済）

公営企業

宇治市上下水道事業公告第１８号

　車両の売却について
車両の売却について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。
　平成３０年９月１３日

宇治市長　山本　正

１　入札により売り払う車両
　給水車（３ｔ車）　１台

物件名	給水車（3ｔ車）１台
車名	いすゞ
車台番号	ＮＫＲ６６Ｇ７４０２２５９
型式	ＫＣ－ＮＫＲ６６ＧＮ改
自動車登録番号	京都８８す８６２５
原動機	４ＨＦ１
排気量	４．３３リットル
変速機形式	マニュアル
初度登録	平成７年８月
車検証有効期限	平成３０年８月９日
走行距離	８５，３９０キロメートル
燃料	軽油
車両の色	青
リサイクル料金	７，０２０円

※　車両は現状引渡しにつき、引渡し後の不調や故障等についての補償は一切行いません。
※　車体前面及び後部の「宇治市」の文字を消去し、塗り替え後の車両写真を宇治市上

下水道部水道総務課に提出してください。
※　リサイクル料金を預託済につき、落札者は契約金額とは別にリサイクル預託金相当額を、金融機関窓口で宇治市が発行する納入通知書により納付してください。
※　走行距離は平成３０年８月１０日（金）時点のものであり、保管場所内での移動により増加する場合があります。
２　周知及び入札の方法
（１）　周知方法
公告（宇治市公報及び市役所玄関掲示場への掲示）、宇治市ホームページへの掲載及び報道連絡
※　宇治市上下水道部水道総務課窓口で配布する書類は、ホームページ上でも閲覧できます。
（２）　入札方法
宇治市の平成３０年度入札参加資格者名簿の登録事業者で、「５　競争入札参加申込書の提出」のとおり入札参加申込をした者による競争入札とします。
３　入札参加資格
平成３０年９月１３日現在、平成３０年度入札参加資格者名簿に登録のある事業者で、指名停止措置を受けていない事業者
４　入札説明書の配布
日　　時　　平成３０年９月１３日（木）から平成３０年１０月４日（木）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで
（ただし、正午から午後１時までを除く。）
場　　所　　宇治市上下水道部水道総務課
（宇治市宇治琵琶４５番地の２　宇治市水道庁舎３階）
５　競争入札参加申込書の提出
「競争入札参加申込書」（別紙１）を、次の日時に持参してください。
日　　時　　平成３０年９月１３日（木）から平成３０年１０月４日（木）まで
土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時まで
（ただし、正午から午後１時までを除く。）
場　　所　　宇治市上下水道部水道総務課
（宇治市宇治琵琶４５番地の２　宇治市水道庁舎３階）
※　競争入札参加申込書への押印は、宇治市競争入札等参加資格者登録の際に宇治市総務部契約課へ届け出た印鑑で行ってください。
６　物件の確認
日　　時　　平成３０年９月２６日（水）午前９時から午後３時まで
（ただし、正午から午後１時までを除く。）
場　　所　　宇治市水道庁舎　駐車スペース
※　物件の確認を希望するときは、平成３０年９月１３日（木）から平成３０年９月２０日（木）までに宇治市水道庁舎３階の宇治市上下水道部水道総務課へ申し出てください。
※　試乗はできません。
※　物件の確認に不参加でも競争入札に参加できますが、物件に関する全ての事項を了承しているものとみなします。
７　質疑応答
質疑のある場合は、平成３０年９月２８日（金）午後５時までに質疑内容、住所、氏名及び連絡先電話番号を明記した文書（任意様式）で宇治市上下水道部水道総務課に提出してください。質疑文書の提出があった場合は、回答文書を平成３０年１０月３日（水）午前８時３０分から午後５時まで宇治市上下水道部水道総務課で配布します。
８　入札保証金
入札保証金は免除とします。
９　最低売却価格（消費税及び地方消費税は最低売却価格に含む。）
減価償却の方法により算定した価格をもって最低売却価格とします。

物件名	給水車（3ｔ車）１台
最低売却価格	３２９，４００円

１０　入札
日　　時　　平成３０年１０月１５日（月）午後３時開始
場　　所　　宇治市役所　西館４階入札室
受　　付　　午後２時３０分から
持 参 品　　・競争入札参加受付書
・入札書
・本人確認書類（原本持参・次のいずれか一つを提示）
運転免許証、パスポート、健康保険証等
・委任状（法人で代表権がない者（その法人の役員又は社員等）が入札に参加する場合又は個人事業主と生計を一にする親族及び使用人が入札に参加する場合）
＊受任者の本人確認書類及び委任者との関係が分かるものを提示してください。
法人の役員・・・上記の本人確認書類と商業登記謄本又は現在事項全部証明書（写しでも可）
法人の社員・・・社員証、健康保険証、雇用証明書（任意様式）等
個人事業主と生計を一にする親族・・・上記本人確認書類
個人事業主の使用人・・・上記本人確認書類と使用人証明書（任意様式）
※　入札の基本的な方法は「宇治市物品等競争入札心得」によります。
１１　入札の無効
次の各号のいずれかに該当する場合、入札は無効とします。
・入札参加資格のない者の提出した入札
・入札指定日時に代表者又はその委任を受けた者の出席のなかった入札
・入札書の記載事項等に不備がある入札
・金額を訂正した入札
・入札者が同一物件に対して行った２通以上の入札
・最低売却価格を下回る金額での入札
・入札に際し不正な行為があると認められた入札
１２　落札者の決定
有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札したものを落札者とします。最高額に該当する入札者が２名以上あるときは、くじにより落札者を決定します。
１３　競争入札結果の公表
競争入札の透明性確保のため、入札書提出者全ての入札金額及び落札決定者名は公表しますので、了承の上で参加申込をしてください。
１４　契約の締結等
落札者は落札決定後平成３０年１０月１７日（水）までに契約を締結してください。
落札者は、契約締結後７日以内に契約金額及びリサイクル預託金相当額を、金融機関窓口又は宇治市上下水道部水道総務課窓口で宇治市上下水道部水道総務課が発行する納入通知書により納付してください。
１５　契約保証金
契約保証金は、免除とします。ただし、落札者が契約を締結しないとき、又は契約に関する義務を履行しないときは、売買代金の１００分の１０に相当する額を違約金として宇治市の指定する期間内に納付してください。
１６　車両の引渡し方法等
・契約金額及びリサイクル預託金相当額の納入を確認した後、自動車検査証、一時抹消登録用の委任状及びリサイクル券を交付するので、落札者はナンバープレートを外して一時抹消登録の手続を行ってください。
・登録識別情報等通知書（一時抹消登録）の写しを宇治市に提出次第、譲渡証明書、キーとともに車両本体を引き渡します。
・車両の搬出については、平成３０年１０月３１日（水）までに落札者の責任の下で行ってください。（一時抹消登録後の引渡しにつき、搬出には臨時運行許可・自賠責保険加入等の手続が必要です。）
・車両は現状引渡しにつき、引渡し後の不調や故障等についての補償は一切行いません。
・引渡し後、速やかに車両の塗り替えを行い、平成３０年１１月２０日（火）までに車両写真を宇治市上下水道部水道総務課まで提出してください。
・塗り替えが終了するまでは車両を使用しないでください。
・一時抹消登録、搬出、移転登録（自賠責保険料や自動車重量税、車検費用等も含む。）及び車両の塗り替えに掛かる一切の費用は落札者の負担とします。自動車取得税及び自動車税は落札者が自ら申告し納税してください。
（問合せ先）　宇治市上下水道部水道総務課
郵便番号　　６１１－８５０１
所在地　　京都府宇治市宇治琵琶４５番地の２
電話番号　　０７７４－２０－８７６３
ＦＡＸ番号　０７７４－２０－８７８８

（掲示済）

宇治市上下水道事業公告第１９号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

宇治市指定給水装置工事事業者から、水道法（昭和３２年法律第１７７号）第２５条の７の規定により指定事項変更の届出がありましたので公告します。

平成３０年９月２８日

宇治市長　山本　正

指定番号	変更前	変更後
第２５０号	有限会社愛須工業所	株式会社愛須工業所
第３３７号	澤工業	株式会社澤工業

宇治市上下水道事業公告第２０号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により、平成３０年７月９日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

平成３０年９月２８日

宇治市長　山本　正

指定番号　第４６１号　　ＦＩＤＥＳ株式会社